

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

ワークライフバランスの充実を通じて、多様な社員が能力を発揮し、生産性の高い会社へ、
そして男女ともに仕事と子育ての両立できるよう、行動計画を策定する。

1.計画期間

2025年3月1日～2030年2月28日（5年間）

2.内容

目標①：計画期間中、月平均の法定時間外労働時間10時間以下を原則とし、維持する

【対策】

- ・所定外労働時間の計画値と実績値の分析等を行い、必要があれば、事業部門責任者に情報配信し、分析結果を社内に公表し、意識改善を図る
- ・生産性向上を目指し、業務体制の見直しを強化し、所定労働時間内での就業を心がける
- ・管理職も含め労働時間管理の周知・徹底を強化する

【実施時期：2025年3月～】

目標②：男性社員の平均育児休業取得率を35%以上とし、女性社員の復職率100%を目指す

【対策】

- ・周囲に気兼ねなく育児休業等取得できるよう、制度の周知・徹底と、上長・同僚の意識向上を図る
- ・業務体制の見直しを強化する
- ・育休取得者の復職に向け上長の定期的な面談実施
- ・育児制度に関する従業員意識調査を実施し、改善策を講じる

【実施時期：2025年3月～】

以上